

再資源化事業等高度化法に係るケーススタディ制作事業 公募要領

1. 背景及び目的

我が国の温室効果ガス排出量のうち約 36%は、資源循環によって排出削減に貢献できる余地のある分野であるとの推計があります。また、欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しているため、対応が遅れれば成長機会を逸失する可能性もあります。

我が国では、製造事業者等が必要とする質・量の再生材を確実に供給していく体制を確保するため、資源循環の中核をなす再資源化の取組を高度化していくことを目指し、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という。）が令和 7 年 11 月に全面施行されました。

再資源化事業等高度化法では、先進的な取組を促進するため、3つの類型に該当する事業について、環境大臣による認定制度を創設しており、認定を受けると、廃棄物処理法における収集運搬業、処分業や施設設置等の許可手続き、地方公共団体ごとの個別許可が不要になり、広域かつ迅速な事業展開が可能になります。

そこで、本事業は、再資源化事業等高度化法に認定申請しようとする事業者に対し、申請に当たって障壁になることが見込まれる事業シナリオ・基準シナリオの設定及び定量的指標（温室効果ガス削減効果、資源循環効果）の算出を支援することにより、事業者の申請負担の軽減を図るとともに、その資料を匿名化のうえケーススタディとして公開することで今後の認定申請の促進に役立てることを目的としています。

つきましては、本事業への参加を希望する事業者を以下のとおり募集します。

なお、本事業に関する事務運営は、環境省から「令和 8 年度資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律に係るケーススタディ制作業務」（以下「本業務」という。）を受託したみずほ総合研究所¹（以下「事務局」という。）が実施します。

2. 事業概要

(1) 事業参加のメリット

本事業に参加することで、事業者は以下 2 点のメリットを享受できます。

- 将来的な認定申請時の作業負担が大幅に軽減される
- 環境省のケーススタディとして、先進的な取組が社会に還元される

(2) 実施手順

本事業に選定後の実施手順は、以下を想定しています。

- ア 参加事業者に、自社が展開している／展開しようとしている事業について、事業計画等のシナリオ、及び当該事業による脱炭素及び資源循環の効果を算出するために必要な情報・

¹ みずほ総合研究所は、株式会社みずほ銀行内の組織の名称です。

データを環境省と事務局にご提供いただく

- イ 参加事業者に対し、内容確認のためのヒアリング（対面・WEB 会議・メール・電話等を想定）を数回実施する。また、必要に応じ、現地確認を実施する場合もある
- ウ ご提供いただいた情報及びヒアリングの結果をもとに、事務局にて以下を支援する
 - ・ 事業シナリオ・基準シナリオの設定
 - ・ 温室効果ガス削減効果に係るデータ整理及び算出
 - ・ 資源循環効果に係るデータ整理及び算出
- エ 団体名等の個人情報は伏せたうえで、結果を公開するための資料（以下「公開資料」という。）を作成する

■ 公開資料の内容

公開資料の内容は、環境省が公開している「温室効果ガス排出量の削減効果及び資源循環の効果算出シート」※1 の内容とし、具体的には「シナリオの概要と機能単位」、「算出範囲」、「インベントリデータ一覧」、「算出結果(温室効果ガス排出量の削減効果、資源循環の効果)」を予定しています。なお、非公開を希望する情報がある場合は、必要に応じ、相談に応じません。

昨年度事業で作成した資料※2 が公開されていますので、ご参考までにご確認ください。

※1 環境省「温室効果ガス排出量の削減効果及び資源循環の効果算出シート」

https://policies.env.go.jp/recycle/recycling_business/resource_circulation/guideline/manual.html

※2 環境省「再資源化事業等高度化法に係るケーススタディ事業による算出例」

https://www.env.go.jp/page_00484.html

■ 留意事項

本事業で実施する内容は、実施手順に記載したア～エまでとなります。認定申請に必要なその他の書類は、事業者自身で作成いただく必要があります。また、認定を受けるには、別途審査がありますが、本事業への応募・採択の有無による認定審査への影響はありません。

(3) 応募条件

本公募に応募できる事業者は、次に掲げるものとします。

ア 以下のいずれかに該当する者

- ① 我が国に本社又は主たる事務所を置いている民間法人（海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でないこと）
- ② ①の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている民間法人
- ③ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ④ その他、環境省が適当と認める者

イ 破産、再生手続、会社整理又は会社更生手続等開始の申立てをしていない事業者

ウ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）に同意いただける者

また、応募する事業者は、採択の条件として以下の事項をすべて満たし、同意いただくことを前提とします。

- 再資源化事業等高度化法に基づく認定申請を行う明確な意思を有しており、一定程度の事業予見性があること
- 事業の円滑な遂行のため、基準・事業シナリオの設定および定量的指標の算出に必要なデータ開示、ヒアリング、各種情報提供等に可能な限り協力すること
- 事業を通じて提供された資料に基づき作成された事業シナリオおよび定量的指標算出書類等の成果物について、団体名や個人名等の個別の事業者が特定される情報を伏せた上で、広く一般に公開されることをあらかじめ承諾すること

本事業で対象となる再資源化事業等高度化法の3つの類型は、以下のとおりです。

類型① 高度再資源化事業： 廃棄物の収集・運搬から再資源化、再生材の供給までを一体的に行い、製造業者が利用可能な高品質な再生材を安定供給する事業

類型② 高度分離・回収事業： 環境省が指定する廃棄物を処理対象とし、通常の再資源化方法と比較して高度な再資源化方法と整理される事業

類型③ 再資源化工程の高度化： 既存の廃棄物処理・リサイクル施設について、省エネ設備導入や工程改善等により、温室効果ガス排出削減や処理効率向上を図る事業

3類型それぞれに求められる要件の他、いずれも施行規則に定める基準にすべて適合している必要があります。なお、公募対象について、特定の事業内容、廃棄物種類は設けておりませんが、再資源化事業等高度化法の対象外である家電4品目及び特別管理廃棄物は除外します。

認定制度の詳細については、以下の環境省の再資源化事業等高度化法広報サイト^{※3}もご参照ください。

※3 環境省 再資源化事業等高度化法 広報サイト『早わかり「資源化事業等高度化法認定制度」』
https://policies.env.go.jp/recycle/recycling_business/resource_circulation/guideline/about_certification.html

(4) 募集事業者数

前期と後期の2期に分けて、計30件募集します。

前期・後期それぞれ15件程度の採択を予定していますが、応募状況や審査結果等を踏まえ、前期・後期の採択件数は変更となる場合があります。

(5) スケジュール

本事業は、以下のようなスケジュールでの実施を予定しています。

		2026年						2027年	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
公募	参加事業者	前期			後期				
選定・採択決定	環境省 事務局	前期			後期				
個別ヒアリング	参加事業者 事務局		前期：確定企業から順次			後期：確定企業から順次			
シナリオの設定 定量評価指標の算出	事務局		前期：確定企業から順次			後期：確定企業から順次			
公開資料の作成・ 修正	事務局			前期			後期		
公開資料の確認	参加事業者			前期			後期		

3. 応募手続き

(1) 応募方法

「応募申請書」に必要事項を記載し、PDF化したうえで、提出期限までに以下の提出先にメールにて提出してください。

なお、提出された申請内容は本事業の選定に関する審査以外の目的には使用しません。また、選定の結果に関わらず、応募書類等は返却しません。

応募申請を受理後、事務局からその旨、ご連絡します。万一、応募申請をお送りいただいてから2営業日経っても連絡がない場合は、「7. 問い合わせ先」にご連絡ください。

■ 提出先

メールの宛先及び件名は、以下でお願いします。

宛先： koudoka_cs@mizuho-rt.co.jp

件名： 【高度化法ケーススタディ事業_応募申請】 応募事業者名

- 事務局のセキュリティの関係で外部のオンラインストレージにアクセスできないため、応募申請書はメールに直接添付してご送付ください。
- 本メールアドレスで授受可能なメール容量は15MB程度です。これを超える場合は、ファイルを分けてお送りください。

(2) 応募期間

- 前期： 令和8年7月3日（金）～ 令和8年8月3日（月）17時必着
- 後期： 令和8年10月頃予定

※期間中に募集定員に満たない場合は、追加募集の可能性あります。

4. 選定方法

(1) 選定基準

環境省及び事務局にて、応募申請書の内容を以下の観点で審査して選定します。なお、虚偽申請・報告等の違反行為が明らかになった場合は、選定が取り消される可能性があります。また、審査にあたり、事務局から応募申請書の内容等について個別に問い合わせる場合があります。

- ア 対象となる事業の妥当性： 事業の内容が、本事業の目的、趣旨と合致しているか。
- イ 事業の展開可能性： 既に事業として成立しているか、又は将来的に事業として成立する可能性があるか。
- ウ 制度趣旨への適合： 再資源化事業等高度化法の制度趣旨に則しているか。温室効果ガス削減効果や資源循環効果につながる事業か。
- エ データ等の提供可能性： 事務局が実施するシナリオの設定や定量的評価の算出に必要なデータや情報を提供できるか。

(2) 選定結果

選定結果につきましては、すべての応募者に対し、事務局よりご連絡します。なお、審査内容の詳細に関するお問い合わせにはご回答できかねますので、あらかじめご了承ください。また、選定後の自己都合による辞退は認めませんので、当文書（「再資源化事業等高度化法に係るケーススタディ制作事業」公募要領）等を十分に検討したうえでご応募ください。

5. 特記事項

- ア 個社ヒアリングは、事務局（みずほ総合研究所、東京都千代田区大手町）が実施します。首都圏以外の地域に拠点があるなど対面での実施が困難な場合は、WEB 会議等での実施も可能とします。
- イ 個社ヒアリングの際に環境省及び事務局が提示する本事業に関する資料の著作権は環境省もしくは事務局に帰属するものとします。
- ウ 公開資料の著作権は、環境省に帰属するものとします。ただし、資料に参加事業者の著作物が含まれる場合、参加事業者は、環境省ホームページの著作権に関する規約^{※4}に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意するものとします。

※4 環境省「環境省ホームページコンテンツの利用について」
<http://www.env.go.jp/mail.html>
- エ 必要な協力が得られないなど、本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本事業を中止する場合があります。
- オ 参加事業者は、役員等が暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用す

るなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとします。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、本事業を中止します。

6. 個人情報の取り扱いについて

ア 個人情報の取扱方針

お預かりした個人情報は、株式会社みずほ銀行の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」※5に基づいて厳重に管理します。

※5 https://www.mizuho-bank.co.jp/privacy/privacy_policy.html

イ 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、本事業に関する連絡、事務手続き及び本事業のフォローアップのみに利用します。

ウ 個人情報の提供・委託の予定

お預かりした個人情報は、本事業の応募事業者及び参加事業者の情報として環境省に提供しますが、それ以外の社外に委託する予定はありません。

エ 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等、そのほかのお問い合わせにつきましては、「7. お問い合わせ先」までご連絡ください。

7. お問い合わせ先

本事業全般に関するお問い合わせは、以下の連絡先までメールにてご連絡ください。電話連絡をご希望の場合も、まずはメールにてその旨ご連絡ください。

お問い合わせ先： 高度化法ケーススタディ事業事務局
みずほ総合研究所 サステナビリティコンサルティング部
持続型社会チーム 担当：森岡・平井・和世
(※みずほ総合研究所は、みずほ銀行内の組織の名称です)

件 名： 【高度化法ケーススタディ事業_お問い合わせ】お問い合わせ事業者名
E-Mail： koudoka_cs@mizuho-rt.co.jp

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該事業を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

以上